

# 市民社会の歴史的形成

連塙 忠躬

## 目次

はじめに

- 1 共同体としての社団の解体
- 2 市民社会とブルジョワ社会
- 3 市民社会のグローバル化
- 4 家族・市民社会・国家
- 5 市民身分 Citizenship と国民集団 Nationhood

付論：日本における市民社会成立の経緯

比較史について

近代日本における「家」について

## はじめに

われわれの課題は、「市民社会」の諸特徴をその歴史的形成過程に即して検討することである。この課題に接近しようとするとき、われわれの手がかりになるような、「市民社会」概念のおおよその内容を示した古典的な文章はないだろうか。ここで私が想起するのは、『ドイツ・イデオロギー』(1845-46) の中に提示されている、以下のような市民社会の大づかみな一般的規定である<sup>1</sup>。すなわち：

<sup>1</sup> Marx und Engels, "Deutsche Ideologie", in: Werke, Dietz Verlag, Bd. 3, 1962, S. 36. これにはいくつかの英訳があるが（岩波文庫では49頁、大月書店の『全集』第3巻では32頁）、ここでは、それらを参照しつつも、私なりの翻訳を試みた。引用文中、Nation と区別された Nationalität (英語では nationhood であろうか) を、仮に「国民集団」と訳してみたのも、そういう試行の一つである。

「市民社会 die bürgerliche Gesellschaft は、生産諸力の一定の発展段階の内部における、諸個人の物質的交易 (交通 Verkehr) の全体を包括している。それは、ある一つの段階の商業的および工業的生活の全体を包括しているのであって、そのかぎりでは、それは、国家と国民を越えたものである。ただし他方で、それ〔市民社会〕は、再び、外部に向かっては国民集団 Nationalitätとして姿を現さねばならず、内部においては國家として編成されなければならない。市民社会という語が出現したのは 18世紀においてであって、所有諸関係がすでに古代的および中世的な共同組織 Gemeinwesenから脱け出したときににおいてであった。以上のようなものとしての市民社会は、ブルジョワジー Bourgeoisie [の発展] と手を携えてこそ、はじめて発展する。だが、生産と交易から直接に展開する社会組織は、すべての時代に国家およびその他の観念的上部構造の土台をかたちづくっていて、やはりいつでも、この同じ〔市民社会という〕名称で呼ばれてきた」（下線は引用者）。

ここで、上記の下線部分に注意していただきたい。この大づかみな一般的規定を順序立てて整理してみれば、19世紀中葉における市民社会

の諸特徴が、以下の五点に要約されるであろう。

第一に、市民社会は、18世紀に、共同体の解体によって出現した。つまり、18世紀中葉が、ヨーロッパ社会の転換点（いわゆる *Sattelzeit* 「はざま期」）である<sup>2</sup>。

第二に、市民社会は、その原型が古代 *Polis* 社会などにも見られる（上記引用の最後の部分はそれを指す）とはいえ、その本来の姿容が現れるのは、ブルジョワ的所有・生産諸関係とともにである。（したがって、近代に特有の「市民社会」と「ブルジョワ社会」は、観点の相違による呼称の違いである）。

第三に、市民社会は、本来、国境を越えたグローバルな存在である。（今日のいわゆるグローバリゼーションは、市民社会の本來的性質の帰結である）。

第四に、市民社会は、それ自身で自立し完結しうるのではなく、「内部」においては国家として編成される。（ヘーゲル市民社会論とルソー國家論の重要性）。

第五に、市民社会は、「外部」に向かっては「国民集団」（ときには民族 *Volk* とも呼ばれる）として立ち現れる。つまり、「国民国家 Nation State, Etat-Nation」呼ばれるものは、個々の市民社会が相互に関係し合うときの外貌である。（その外貌は、国によってさまざまであろう）。

以下の本論では、以上の五点について簡単な検討を加えることにしたい。近代市民社会の歴

史的形成を問うに際しては、その成立後間もない時期に提示されたこの五点の検討が、まずもって必要だと思われるからである。もちろん、『ドイツ・イデオロギー』の執筆からすでに160余年を経た今日、市民社会のはらむ問題は遙かに複雑化している。だが、われわれは、現代市民社会の諸問題を、上記の五つの特徴から派生したコロラリーとして理解することができるであろう。

（本稿は、東京外国语大学での研究会における報告の草稿をもとにしているが、かなり大幅に筆を加えた。報告の機会を与えられ、かつ、予定枚数を大幅に超過した本稿の掲載を快諾された立石博高氏ほか関係各位に、厚くお礼を申し上げたい）。

## 1 共同体としての社団の解体

市民社会成立直前（絶対王政期）の、共同体を単位とする社会の編成が、いわゆる旧体制の社団的編成であり<sup>3</sup>、その編成原理を端的に示すものは、ボダンの『国家論』である<sup>4</sup>。

ボダンは言う。「国家 République とは、あまたの家庭 mesnages と、それらの家庭に共通なことがらとを、主権 puissance souveraine を以て正当に統治することである」。「家庭とは、一人の

<sup>3</sup> 二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」1979、最新版は同『フランス アンシャン・レジーム論』岩波書店、2007。なお、本節で扱う家族の問題についての氏の見解は、「歴史のなかの『家』」1983、同『全体を見る眼と歴史家たち』木鐸社1986所収、「ある農村家族の肖像」1983、「メタファーとしての家族」1990、ともに同『歴史学再考』日本エディタースクール出版部1994所収。

<sup>4</sup> J. Bodin, *Les Six livres de la République*, 1583, Faksimiledruck, 1961.

<sup>2</sup> 坂井榮八郎『ゲーテとその時代』朝日選書、1996、8頁。

家長 *chef de famille* に服従する若干の従属者 *subjects* と、彼ら〔家長とその従属者〕に固有なことがらとを、〔家長が〕正当に統治することである。……家族 *famille* は、およそ国家たるものとの真の源泉および根源であり、かつ、国家の基本的構成要素 *membre principal* である。……よく治められた家族は国家の真の模像 *image* であり、家を治める権力は主権に相当し、したがって、家 *maison* の正当な統治は国家の統治の真のモデルである」(I, pp. 1, 10, 11)。こうして、彼は、「家」共同体の延長線上に国家論を構築した。

さらに彼は、「家」共同体と「国家」との中間にさまざまな職業身分団体 *corps et collèges* を置き、それもまた共同体であるとする。「共同体」という用語は、家族にも職業身分団体にも国家にも共通である *le mot de Communauté est commun à la famille, au collège & à la République*」(III, p. 474)。そして、ボダンにおいてとくに注目すべきは、さまざまな地域的・職業的・身分的な共同体によって構成される「邦共同体 *cité*」が構想されている点である。成瀬治氏が強調する通り、「ボダンの国家構造論においては、全体としての主権的な『国家』と、それを構成する細胞としての『家』との間に、もうもうの家長=自由な臣民=市民の慣習法的共同体としての『邦共同体』が置かれているということ、そして、これ〔邦共同体〕こそがボダンにおける『市民社会』にほかならないということ」、見るべき

であろう<sup>5</sup>。したがって、ボダンのいう邦共同体 *cité* としての市民社会は、もうもうの共同体=中間団体=社団（家・村落・領主所領・ギルド・身分など）が解体しさえすれば、直ちに近代市民社会に転化しうる。それゆえ、近代市民社会の歴史的形成過程は、諸共同体の解体過程にはかならない<sup>6</sup>。

18世紀における諸共同体（社団）の解体は、以下の四つの契機によって進行したと考えられる。①人口の規則的増加の開始：若者の「家」からの流出と、「村落」から流出したマージナル層の増大。②国民経済の成立とその規則的成長の開始：プロト工業化の進展による「ギルド」の衰退と、農民層の分解による「領主所領」の解体。国民経済の成立の指標は、Political arithmetic（国民経済計算）というかたちでの国民経済学の成立（ペティ・キング・ボワギルベール・ヴォーバン）。③「公論」の形成：識字率の向上などによる、ハバーマスのいう「市民的公共」の形成、「身分」秩序の解体。④キリスト教離れ déchristianisation：「教区共同体」の解体と、聖職者の「市民化」Constitution civile du clergé の起点。以上の四契機については、すで

<sup>5</sup> 成瀬治台『近代市民社会の成立』東京大学出版会、1984、44頁。

<sup>6</sup> 上でわれわれが「共同体 *communauté, Gemeinde*」と呼ぶものの本来的な形態は、諸個人が何らかの共同組織の一員としてのみ生産活動を営みうるような場合に（換言すればそれぞれの個人が独立しては生産活動を営みえないような生産力段階において）、そこで諸個人相互間に取り結ばれる共同組織 *Gemeinwesen* のことである。大塚久雄『共同体の基礎理論』岩波書店、1955、19頁。絶対王政期における諸共同体の具体的存在形態は、それぞれの特権によって区別された諸「社団」であり、それらが当時の社会の構成単位であった。なお、近代以降においても、いわば概念化された規範としての共同体が存続することがあり、明治以降の日本の「家」や「村」はそれに該当するであろう。

に多くの研究の蓄積があり、ここで多言を要しないであろう。

## 2 市民社会とブルジョワ社会

市民社会という概念は、ヨーロッパにおいては、古代ギリシア・ローマにその原型をもつ。アリストテレス『政治学』では、*Polis* と呼ばれているポリティケ・コイノニアが、"bürgerliche" bzw. "politische" *Gesellschaft* であり<sup>7</sup>、それに相当する *societas civilis* が、英・仏語の「市民社会」の語源である。この概念が古典古代に起源をもつという、その歴史的連続性は、近代市民社会にも一定の影響を与えている。たとえば、自律的な「自権者 *sui iuris*」と従属的な「他権者 *alieni iuris*」との差別は、フランス革命期においても、下男などの家事使用人 *domestique* に対する差別（成年男子でも選挙権から除外された）に尾を引いている<sup>8</sup>。また、のちに述べる市民の武装権や「祖国のために死ぬこと」にも、古典古代からの連続性のなごりを見ることができよう。

しかしながら、近代市民社会は、前節で述べたように、近代以前の共同体の解体過程において形成されたものである。そして、共同体の解体は、同時に、共同体の規範から離脱した近代的所有関係の形成と、小生産者の両極分解によ

る資本・賃労働関係の形成とをもたらす。したがって、近代市民社会は、近代ブルジョワ的な（端的に言えば近代資本主義的な）所有=生産諸関係の形成を基礎として成立する。そのような意味で、近代市民社会は、近代以前の *societas civilis* などから原理的に峻別されなければならない。

ここでわれわれは、ルソーの有名な命題を想起しよう。「ある土地を囲い込んで *ayant enclos un terrain*、『これは俺のものだ』と言うことを思いつき、人々がそれを信ずるほど単純なのを見出した最初の人間が、市民社会 *société civile* の真の創設者であった」<sup>9</sup>。

この命題は、古代にも中世にも見られた土地の私的占有一般を論じたものではない。なぜなら、土地の囲い込みは、イギリスでもフランスでも、共同放牧をはじめとする「共同体的強制 *servitudes collectives*」から離脱するためにこそ案出された近代特有の土地所有関係（したがってまた近代特有の生産関係）の標識だからである。マルク・ブロックが、その「農地個人主義」（共同体的強制の解体）に関する著名な論文の冒頭にこのルソーの命題を掲げたのは、まさにそれゆえである<sup>10</sup>。したがって、ここでルソーの念頭にあったのは、*societas civilis* 一般ではなくて、近代市民社会そのものだと解すべきであろう<sup>11</sup>。

<sup>7</sup> M. Riedel, "Bürgerliche Gesellschaft", in: *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd. 2, 1975, S. 722. 河上・常俊編訳『市民社会の概念史』以文社、1990、15 頁。Cf. 成瀬前掲書、第2章。

<sup>8</sup> カントにも見られるこの差別については、成瀬前掲書、232-34 頁。坂井前掲書、100 頁。なお、カントの市民社会論については、村上淳一『仮想の近代』東京大学出版会、1992、43-48 頁、を参照。

<sup>9</sup> Rousseau, *Sur l'origine de l'inégalité*, 1755, in: *Oeuvres complètes*, Ed. de la Pléiade, t. III, p. 164.

<sup>10</sup> M. Bloch, "La lutte pour l'individualisme agraire dans la France du XVIIIe siècle", 1930, in: Id., *Mélanges historiques*, t. II, 1963, p. 593.

<sup>11</sup> ルソーのこの命題における"société civile"を、従来の邦訳書は、

つまり、この命題は、共同体から離脱して近代的所有=生産関係を推進した人間が、近代市民社会の創設者だ、と読み替えてよいのである。

こうして、土地の囲い込み（共同体からの離脱）に象徴される近代市民社会の成立は、近代的所有関係の、したがってまた近代的（資本主義的）生産関係の、形成を前提にしていた。周知のように、マルクスは、経済的社会構成体の継起的諸段階を論ずるに際して、近代ブルジョワ社会（=近代市民社会）を、封建社会の次の段階に位置する近代資本主義社会であるとした（『経済学批判』1859序言）。資本主義的生産様式の形成が近代市民社会の成立の前提である限り、マルクスの見解は正しいと言ってよいであろう。なお、小商品生産者（家族労働のみに依拠する商品生産者）から成る市民社会というものは、理論的に想定しうるとしても、歴史的には実在しなかった（小商品生産者は成立と同時に分解する）から、近代市民社会の成立は、同時に資本主義社会の成立だと言ってよいのである。しかしながら、その逆は必ずしも真ではない。なぜなら、後述のように、近代市民社会の成立なしに資本主義が導入される場合があるからである。

「政治社会」（中公文庫および白水社版『全集』）ないし「政治社会〔國家〕」（岩波文庫）と訳している。確かに、ルソーのこの論文は、「自然状態 l'état Naturel」から「社会状態 l'état Civil」への推移（Rousseau, op. cit., p. 191）を論じているから、邦訳者たちがこうした超歴史的な訳語を用いたのも理由なしとしない。しかし私は、このルソーの論文 자체が、不平等一般の起源を論じるというよりは、むしろ、近代に固有な不平等の起源を論じようとしたものであると考えている。それゆえ、私は、上記のブロックの解釈にならって、このルソーの命題を、共同体から離脱した近代市民社会の起源を示したものと解したいのである。

ここで、用語の混乱を整理しておこう。

"bürgerliche Gesellschaft" は、わが国では、「市民社会」または「ブルジョワ社会」と訳し分けられている。（その点、フランス語で *société civile* と *société bourgeoise* がともに用いられているのと似ている）。そして、「ブルジョワ社会」は、主として、マルクス主義的な（あるいは少なくとも社会経済史的な）意味で、「資本主義社会」とほぼ同じ意味で用いられてきた。上述のように、近代市民社会の成立の歴史的前提が資本主義の形成であるとするならば、少なくとも近代市民社会の成立を見た諸国（英・米・仏）に関する限り、市民社会とブルジョワ社会は同一の内容をもつのであり、そこでの市民革命は同時にブルジョワ革命である。では、同一の社会がなぜ二様に呼ばれるのか。それは、その社会を検討するときの観点の相違によるのである。すなわち、その社会の編成の仕方および国家との関係から見たときに、それは市民社会と呼ばれ、その社会の経済構造ないし階級構造から見たときに、それはブルジョワ社会と呼ばれる。フランス革命は、社会と国家の編成原理に着目すれば市民革命であり、同時に、それが資本主義に適合的な社会をもたらしたという意味ではブルジョワ革命である。そして、さきに逆は必ずしも真ならずと述べておいたように、明治維新は、市民社会をもたらす市民革命ではなくて、資本主義を導入したブルジョワ的改革である。

日本において「市民社会」と「ブルジョワ社

会」の使い分けが生じたについては、次のような事情があったと思われる。まず、戦前に、ブルジョワ＝資本家 vs. プロレタリア＝労働者といったマルクス主義的な表現が遠慮されるに至ったとき、ブルジョワを市民と言い換えて「市民社会」や「市民革命」の語が案出され、それが戦後に持ち越された<sup>12</sup>。次いで、1960年代以降に、非マルクス主義的な社会運動が勃興したとき、その担い手は、みずからを、労働運動ならぬ「市民運動」と名のり、経済的（階級的）立場にとらわれない運動だと称した。しかし、明治から敗戦までの日本社会はいわば市民社会なきブルジョワ社会であり、市民社会の理念は戦後改革によって外から導入されたものであるから（後述）、今日でも、「市民の立場」だの「市民運動」だのは、戦後を疑う論者にとっては違和感ないし胡散臭さを拭いえないようである<sup>13</sup>。

「戦後レジームからの脱却」論は、そういう違和感を利用して、戦後に導入された市民社会の理念を否定しようとする動きであろう。現在のわれわれが、市民社会の歴史的形成過程の検討を必要とする所以である。

### 3 市民社会のグローバル化

はじめに見た『ドイツ・イデオロギー』では、市民社会は、「国家と国民を越えている über den Staat und die Nation hinausgehen」とされていた。当時のマルクスは、資本主義のもつ世界性がそのまま世界の資本主義化をもたらすと見ていたので、それに伴って市民社会もグローバル化すると単純に考えていたのだろう。しかし、その後の資本主義的世界体制についての研究の深化（とくに従属理論）は、資本主義の世界的拡大がむしろ非=前資本主義的経済制度を利用しつつ展開したこと（いわゆる「低開発の拡延 development of underdevelopment」）を明らかにした。したがって、市民社会のグローバル化は、一直線に進行したのではなく、以下のような曲折を経て進行したのである。

まず、ヨーロッパにおける市民社会の形成と平行して、16世紀以降、ヨーロッパの世界的拡大が開始された。ヨーロッパでは、すでに絶対王政期に「諸国家体制」ないし「主権国家体制」が成立していたが、18世紀になると、新大陸やアフリカの一部をも巻き込んで、奴隸貿易を含んだ環大西洋世界システムが成立し、さらに、1848年までのうちに、太平洋に至る資本主義的世界体制（近代世界システム）が成立する。その確立期（1848年から1873年恐慌まで）における資本主義的世界体制の姿容は、イギリスを頂点とし植民地・従属国を底辺とするピラミッド構造（グローバルな重層構造）であった。

<sup>12</sup> 高橋幸八郎『市民革命の構造』の表題の仏訳は、著者自身によって *Structure de la révolution bourgeoise*、とされている。フランス語と英語には、「市民革命」に相当する用語は存在しない。なぜなら、その両国では、一つの革命によって、近代市民社会の成立と近代資本主義社会＝ブルジョワ社会の成立とが同時に達成され、その革命を歴史的位置づけるためには、modern revolutionとか *révolution bourgeoisie* とか言えばこと足り、市民革命なる特別の概念を用いる必要がなかったからである。換言すれば、市民革命という用語は、むしろ特殊日本の用語であろう。

<sup>13</sup> たとえば、佐伯啓思氏はこうした「違和感」を率直に表明している。同『市民』とは誰か：戦後民主主義を問い合わせなおす』PHP新書、1997。

このように資本主義がグローバルに展開したことは、そのまま市民社会のグローバル化を意味するのではない。ピラミッドの下層を占める低開発地域（underdeveloped countries）に市民社会が成立しなかつただけではない。上層に位置する先進諸国（developed countries）においても、ブルジョワ革命（＝市民革命）を経た英・米・仏を除けば、それ以外の後発諸国（backward countries、独・伊・露・日など）では、市民社会が成立したとは言い難かった。なぜなら、これら後発諸国では、革命に代わるブルジョワ的「改革」によって国民経済の資本主義的編成（外からの促迫による資本主義の導入）がおこなわれたとはいえ、その改革（いわゆる「上からの改革」）によっては市民社会成立の諸条件（後述）が与えられたとは言い難かったからである。

19世紀の第四・四半期（いわゆる帝国主義段階）以降、資本主義的世界体制は、数次の編成替えを経て今日に至っており、その間の経緯を述べることはここでは必要ないであろう。ただ、その間に、市民社会のグローバル化が、市民社会理念の普遍化というかたちをとって次第に進展したことは、ここで十分に注意されてよいと思われる。

もともと、17世紀から18世紀末にかけて英・米・仏という順序でブルジョワ革命（＝市民革命）が生じたとき、それぞれの革命で発せられた権利宣言は、次第に、普遍的な人権の宣言という性質を強めていた。そして、1948年12月

に国連総会で決議された「世界人権宣言 Universal Declaration of Human Rights」が、はじめて人権の普遍性を明確に承認した<sup>14</sup>。（したがって、それは、「普遍的人権宣言」と訳されてよい）。すなわち、市民社会のもつ理念、とくに基本的人権の観念は、17世紀から20世紀までの間に、普遍的価値理念として世界に浸透し定着した。市民社会は、それが理念化したことによって、本来のグローバル性を回復・強化したのだと言えよう。

こうして、上述のように市民社会が成立していないなかった諸地域においても、20世紀末までに市民社会の成立が見られるに至った。植民地・従属国の独立と内部変革がそれであり、また、日本の戦後改革や、社会主义崩壊前後の東欧での「市民革命」（「ビロード革命」など）もそれであろう。EUの成立・拡大に見られるような、諸国間の歴史的和解に基づく国家統合の進展は、それぞれの国内における市民社会の成立を前提としているからこそ可能になったのだ。したがって、国際平和の基礎的条件は、経済のグローバル化にとどまらず、市民社会のグローバル化にあると言えよう。われわれが、社会主义崩壊の後のロシアや改革開放路線に転換した後の中国で市民社会が成立しつつあるか否かに注目するのは、その意味においてである。そしてそれは、言うまでもなく、けっして他人事ではない。

<sup>14</sup> E. Lawson (ed.), *Encyclopedia of Human Rights*, 1991, pp. 1655-57.  
人権に関する歴史的文書集としては岩波文庫の『人権宣言集』が便利であるが、フランスの人権宣言については不適切が多い。

## 94 市民社会の歴史的形成

なぜなら、戦後改革によって外から持ち込まれた日本の市民社会理念を、退行させることなく定着・発展させうるか否かは、われわれ自身に課せられた問題だからである。

他方、市民社会理念の拡大と同時に、市民社会が本来的にはらんでいた矛盾を克服しようとする動きも強まった。市民社会は、自由と平等を二大原理とするのであるが、自由経済が弱肉強食をもたらすことに示されるごとく、この両原理は、本来的に両立困難な矛盾を蔵している。この矛盾は、市民社会を樹立したフランス革命の当初から明瞭に意識されていたのであり、その矛盾を克服する道もまた当時から模索されていた。弱肉強食という矛盾を痛感したとき、サン・ジュストは、「人間は誰にも従属せずに *indépendant* 生きるべきである」と言い<sup>15</sup>、ロベスピエールは、「生存権 *droit d'existence* の優位」いう原理を初めて明瞭に主張した<sup>16</sup>。そのとき彼らが目指したのは、弱者が強者の前に膝を屈して憐れみを乞うことがあってはならない、ということ、つまり、乞食状態 *mendicité* の絶滅という、眼前の緊急な課題の解決であった<sup>17</sup>。換言すれば、彼らは、自由と平等の矛盾を解決するために、その両者に優越する理念として、「人間の尊厳」を求めたのである。

<sup>15</sup> Saint-Just, *Oeuvres complètes* (éd. par M. Duval), 1984, p. 996.

<sup>16</sup> 抗著『ロベスピエールとドリヴィエ』東京大学出版会、1986、221頁以下。

<sup>17</sup> 革命当時、乞食状態の問題がいかに深刻であったかは、以下の記録に明らかである。C. Bloch et A. Tuetey (pub. par), *Procès-verbaux et rapports du Comité de mendicité de la Constituante 1790-1791*, 1911.

19世紀を通じて、現存市民社会に対する批判者が追求したものもまたこの「人間の尊厳」であった<sup>18</sup>。その結果、前記の1948年「世界人権宣言」の第1条は、フランスの1789年人権宣言の第1条に加筆して、「あらゆる人間は、生まれながらにして、自由であり、かつ、尊厳と権利において平等である *equal in dignity and rights.*」と定めた（下線部分が89年宣言への加筆）。人間が、権利において平等であるのみならず、「尊厳」においても平等であるという、この「尊厳」規定は、今日の市民社会における弱肉強食の自由（いわゆる市場原理）を制限する原理たりうるものである。（同時に、この規定は、市民社会において平等を要求しうる限度をも示している）。そのような意味で、この「尊厳」規定は、人権理念の歴史的展開の中で画期的意味を有するものと理解されるべきであろう<sup>19</sup>。

<sup>18</sup> ユゴーの『レ・ミゼラブル』1862は、同世代の「悲惨」を告発した作品としてよく知られている。だが、その悲惨は、単に貧困だけを意味するのではない。ユゴーは、マリウスの口を借りてこう述べている。「債権者は奴隸よりも悪い。なぜなら、奴隸主は単に人の身体を所有するだけであるが、債権者は、人の尊厳 *dignité* を所有してそれを侮辱することができるからである」。*Les Misérables*, Ed. de la Pléiade, pp. 696-97. 豊島与志雄訳、岩波文庫、II-539頁。社会主義思想の根源もまたこれと同様であろう。和田春樹氏の適切な指摘によれば、社会主義思想は、近代市民社会の誕生と同時に生まれた「批判的同行者」であり、市民社会の「人間化」（尊厳の回復）を求めるユートピア思想であった。同『歴史としての社会主义』岩波新書、1992、22、38頁。

<sup>19</sup> 「尊厳」規定（より一般的にいえば社会権の規定）は、1919年のヴァイマル憲法第151条の「人間たるに値する生存の保障」を以て始まるとするが、敗戦後、1949年のドイツ連邦共和国基本法の第1条において、「人間の尊厳は不可侵である」とされた。日本国憲法第25条の生存権規定も同趣旨であろう。人間が尊厳において平等であるという原理こそが、市民社会における自由の妥当範囲を制限しうるのだ。これをユニヴァーサルに敷衍すれば、日本人が東南アジアなどで他人の腎臓を金で買うがごとき行為は、自由な商行為として是認されるべきではなく、人間の尊厳に対する侵害と見なされるべきである。臓器移植が無償であるべきこと、いわゆる援助交際が否定されるべきであること、過労死を招くほどの苛酷な労働が禁止されるべきであること、等々の現代的諸問題も、こうした尊厳理念の歴史的展開の文脈のなかで、

このような、市民社会のグローバル化、ないし、基本的人権の尊重を中心とする市民社会理念の普遍化は、他方で、新しい問題をわれわれに突きつけている。たとえば、旧ユーゴスラヴィア解体後のコソボ紛争に際して、民族浄化のごとき人権侵害を停止させるためにNATO軍が同地を爆撃したとき、普遍的価値理念の実現・維持のためには武力行使も是認されるのか否か（いわゆる正戦論）をめぐって、深刻な論争が展開された（日本では、残念ながらこの論争はあまり知られていない）。また、普遍的価値の存在を容認することは、文化多元主義 multi-culturalism と両立しうるのかという問題（たとえば、政教分離 laïcité という理念をめぐるフランス在住ムスリムのスカーフ問題や、いわゆる political correctness をめぐる諸問題など）も提起されている。こうした現代市民社会の当面する諸問題については、私は発言の資格を欠いているので、議者の御教示をまつほかはない。ただ、ここで言えることは、近代市民社会の理念が、けっして固定した完成品ではなく、日々新たな問題に直面していること、したがってまた、われわれが常にその歴史的形成過程を顧みる必要に迫られていること、だけである。

#### 4 家族・市民社会・国家

市民社会が家族と国家との中間に位置するという理解の仕方は、ボダンにおいてもヘーゲル

においても共通である。しかし、前述のボダンの描く図式とヘーゲルの描く図式との間には、決定的な相違がある。ボダンにおいては、家族の延長線上に邦共同体=市民社会があり、その同じ延長線上に国家がある（だから、前述のように、この三者はいずれも共同体なのだ）。これに対して、ヘーゲル『法哲学』における図式は、以下のように、ボダンとは全く異なっている<sup>20</sup>。

ヘーゲルによれば、「市民社会は、個人をこうした〔家族的な〕きずなから引き離し、家族員相互の仲を離間させ entfremden、そして彼らを独立の〔自律的 selbständig な〕人格として認めること」（§238）。したがって、市民社会は、共同体ではなく、「独立の個々人である成員たちの結合体 eine Verbindung der Glieder als selbständiger Einzelner」（§157）である。すなわち、家族共同体の中で無自覚のままに憩っていた個人（いわば *an sich Sein* としての個人）が、家族共同体から離脱してみずからを独立の（自律的な）個人=孤立者として自覚したときに、（いわば *für sich Sein* としての）市民になるのであり、そういう自律的な市民たちが相互に取り結ぶ「欲望充足の体系」（§188 以下）こそが市民社会である<sup>21</sup>。そして、そういう市民社会の無政府状

<sup>20</sup> Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, 1821. 私の用いたテキストは、ホフマイスター編の *Philosophische Bibliothek* 版 1955. である。藤野涉・赤沢正敏訳『法の哲学』『世界の名著：ヘーゲル』所収、中央公論社、1967 には、他の版による「追加」が吸められているので、「追加」についてはこの脚註によった。

<sup>21</sup> 通常、ヘーゲルの市民社会は「欲求の体系」だといわれ、Das System der Bedürfnisse を直訳すれば「嗜好の体系」にそななのであるが、市民たちは生産と交易を通じて相互の欲望を充足し合っているのだから、これは「欲望充足の体系」と訳されてよいであろう。

態を統御し秩序づけるもの（いわば市民たちを *an und für sich Sein* たらしめるもの）が国家である。しばしば、国家と市民社会の峻別がヘーゲルの功績であると言われるが、彼の功績は、家族・市民社会・国家を峻別しつつ、その三者の関係を明らかにした点にあると言るべきであろう。

ヘーゲルの言う通り、市民社会は、そこで完結した自立的システムではなく、国家の存在を前提としている。「市民社会が存立するためには、独立せるものとしての国家をおのれの前にもたなければならない」(§182 追加)。だが、ここで、ヘーゲルの国家論が必ずしも明瞭に示していない問題点に注目しなければならない。すなわち、国家の編成原理は、市民社会の成立の前と後では全く異なるのである。市民社会成立以前の国家は、ボダンが描いたように、共同体の延長線上にあって、諸共同体（諸社団）の統括者であった。だが、ブルジョワ革命（市民革命）によって諸社団（国家と市民との間にある中間団体 *corps intermédiaires*）が一掃された後には、唯一正当な権力の担い手としての国家が、個々の市民たちと直接に向かい合うという、「二極構造」が成立するのである<sup>23</sup>。

このような二極構造が成立した場合、国家の編成と機能はいかにあるべきか。この点については、われわれは、ヘーゲルを離れてルソーに

即くことが必要になる。ルソーは、『社会契約論』第Ⅲ篇第1章でおよそ次のように述べている。

個人が行動する場合と同様に、「政治体 *corps politique*」（国家）が機能する場合にも、「意志 *volonté*」と「力 *force*」とがはたらかねばならない。「政治体の意志は立法権 *puissance législative* と呼ばれ、政治体の力は執行権 *puissance exécutive* と呼ばれる」。立法権は人民に属するが、執行権は、人民に属するのではなく、公権力（国家権力）というかたちで存在する。そして、「公権力 *force publique* にあっては、それに固有の代理人 *agent* が必要である。その代理人は、力を結集して、一般意志 *volonté générale* の命じるところに従ってその力をはたらかせ、國家 *Etat* と主権者 *Souverain* との間の連絡につとめる。……以上のごときが、国家の中に政府 *Gouvernement* が存在することの理由である。政府は、不当にも主権者と混同されているが、実は主権者の〔意志の〕執行人にすぎないのである」<sup>24</sup>。

こうして、ルソーの描く国家は、一方に、主権者たる人民があり、他方に、国家権力の代理人（何ものかを代理するのではなくて、抽象的

<sup>23</sup> Rousseau, *Du Contract social; ou, Principes du droit politique*, 1762, in: *Oeuvres op. cit.*, t. III, pp. 395-96. なお、本書の副題は、中公文庫（井上幸治訳）では「国法の諸原理」と訳されているが、他方、岩波文庫では「政治的権利の諸原理」と訳され、白水社版『全集』でも、訳註での留保付きながら、「政治的権利...」とされている。この点について、私は、これが *allgemeines Staatsrecht* の意味であるという吉岡知哉氏の見解に賛成であって、「国法...」が妥当であると考えている。吉岡『ジャン・ジャック・ルソー論』東京大学出版会、1988、100-01頁。吉岡氏の指摘する通り、本書は、「政治体の構成原理の提示」を目指すもの、すなわち国家論である。私は、家族・市民社会・国家の関係についてはヘーゲルに学びつつも、近代国家の編成原理についてはルソーに依拠したい。

<sup>24</sup> 樋口陽一『自由と国家』岩波新書、1989、42頁。同『国法学－一人権原論』有斐閣、2004、9-10頁。

な権力を具体化した定在) たる政府がある、という二極構造で編成されている。そして、人民(またはその代表)のもとで形成される一般意志が立法権の行使というかたちで表明されると、それが法律になり、政府は、そういう一般意志の表明たる法律の執行人になる<sup>24</sup>。ここに、近代市民社会を秩序立てる近代国家の編成原理が提示されている、と言ってよいであろう。

この二極構造をもつ近代国家において市民社会が成立するためには、逆に言えば、近代市民社会を基礎とする国家が成立するためには、最低限、次の二つの条件が満たされなければならない。すなわち、①社団の保護を失った裸の個人に基本的人権を保障すること、および、②主権を君主(あるいはその同類)から国民(ないし国民代表としての議会)に移転させること、である。なぜなら、その二つの条件が満たされない場合には、市民社会の構成員たちは、権力を集中した国家に対して全く無力なものたらざるをえず、市民相互の諸関係もまた公権力行使

<sup>24</sup> 以上に見られるように、ルソーの國家論の中心的概念の一つは「一般意志」である。周知のように、彼は一般意志と「全員の意志」とを区別した。そのため、次のような誤解が生じている。つまり、彼のいう一般意志は、個々の市民たちの個別的意志(個別の利害)から切り離された高次の概念であり、そういう超越的な原理による統治は全体主義だ、というのである。ルソーを以て全体主義の元祖だとする説(たとえばカール・シュミット)は、今日でも広くおこなわれている。だが、こういう説は、『社会契約論』第II篇第3章の誤読から来ている。(わが国では、中江兆民訳を除いたすべての邦訳で、同章の第一二パラグラフが意味不明の直訳になっている)。ここでルソーのテキストを詳しく論じる余裕がないので、結論だけを言えば、彼のいう「一般意志」は、「共通の利害 *intérêt commun*」と同じものであり、したがって彼は、国家の統治はさまざまな市民の個別の利害の共通部分(たとえば治安の維持とか福祉の充実とか)に基づいておこなわれるべきだ、という、ごく当たり前のことを述べているのである。詳しくは、拙稿「啓蒙思想と大革命」日仏会館『日仏文化』74、2007、を見られたい。

者(政府)の恣意によって攪乱されざるをえないからである。では、この両条件は、歴史的に見たとき、いかなるかたちで満たされたであろうか。それは、市民たち自身の手による旧来の国家権力の転覆(反逆)、すなわち革命  
bürgerliche Revolutionによって、はじめて満たされたのである。

われわれは、これまで、第2節および第3節で、19世紀末までのうちに近代市民社会の成立を見たのは、ブルジョワ革命=市民革命を経験した英・米・仏三国のみであり、それ以外の後発諸国と低開発地域では、20世紀における市民社会理念の普遍化によってはじめて市民社会が成立した、という立場をとってきた。私が、革命を経験した三国においてのみ市民社会の(いわば自律的な)成立を見ようとするのは、これらの革命によってのみ、主権の移転が明示され、同時に、基本的人権の保障が宣言されているからである<sup>25</sup>。逆に言えば、革命(下からの反逆)ならざる「上からの改革」を経た後発諸国(独・伊・露・日など)では、①と②の条件がきわめて限定的に上から(旧来の支配者から)の恩恵

<sup>25</sup> 下記の論文が、その冒頭で、「市民身分 Citizenship は、それが人民主権および政治的権利の確認と結合されたときにこそ、その十全の意味を帯びる」と述べているのはまことに正当である。P. Réat, "The evolution of the citizen from the ancien régime to the Revolution" in: R. Waldinger et al. (ed. by), *The French Revolution and the Meaning of Citizenship*, 1993. 英・米・仏での三つの革命が、いずれも、旧体制下の君主に対する反逆というかたちで主権を市民たちの側に移転させ、同時に、権利の章典ないし人権宣言を発しているのは、けっして偶然ではない。近代的変革 transformation は、革命 revolution と改革 reform とに大別されるが、革命によらずして市民社会の(自律的)成立がありえないということは、理論的に演繹されるよりは、むしろ、歴史的経験によって立証されているのである。

として授与されたに過ぎず、市民社会が成立したとは言い難かったからである<sup>26</sup>。

もちろん、これら英・米・仏三国においても、市民社会が国家として編成される場合、その編成の仕方は、それ以前の各国での共同体の解体の仕方の相違によって、かなり異なっている。その点での相違は、イギリスとフランスでとくに顕著であり、イギリス革命が非社会革命だったのに対してフランス革命は社会革命たらざるをえず、したがって、フランス革命は国家権力の肥大化を招いた<sup>27</sup>。この、近代国家の編成原理をめぐる問題が、こんにち再び、中央集権 vs. 地方分権、ないし、地方自治をめぐる問題として議論されていることは、すでに周知のところであろう。

## 5 市民身分 Citizenship と国民集団 Nationhood

前節で見たように市民社会が国家として編成されたとき、国家との関係における市民の位置づけ（身分、資格）が、Citizenship と呼ばれる。フランス語の *citoyen* は、もともとは都市の住民を意味したが、17世紀以降に、「組織された政

<sup>26</sup> 「早い話が、『われわれアメリカ人の全歴史が反逆である。……われわれの信条は本山の教会に対する不信心である。われわれの憲法は祖国イギリスに対する反逆 *treason* である』(出典省略) という『伝統』をもつ国と、王政復古をもってスタートを切った『近代』日本の場合とは、その後の歴史的過程においてどんなに共通した状況に直面しようとも、思想的反応のパターンがちがわないはずはないからう」。丸山真男『忠誠と反逆』筑摩書房、1992、8頁。

<sup>27</sup> イギリスとフランスの相違についてはロザンヴァロンの見解が示唆的であるが、彼の所論については、拙稿「ジャコバン主義」シリーズ『世界史への問い』10『国家と革命』所収、岩波書店、1991、100-01頁、を参照。

治的共同体のメンバー」の意味になったとされる<sup>28</sup>。また、英語の Citizenship も、OED によれば、17世紀が初出であり、The position or status of being a citizen, with its rights and privileges. の意味だとされる。それゆえ、Citizenship（フランス語では *citoyenneté*）は、いわば国家公民 Staatsbürger として編成された市民たちの身分（資格）という意味合いが強い。そのような意味で、ここではそれを「市民身分」と訳してみた。要するに、イギリスやフランスで成立した市民社会が、國家の「内部」で編成されたときに、市民身分が成立すると言えよう。

これに対して、はじめに引用した『ドイツ・イデオロギー』が指摘しているように、市民社会は、「外部」に向かっては、国民集団（Nationalität, Nationhood）としての姿を現さねばならない。なぜなら、イギリスやフランスでは、近代市民社会の成立以前に、一定領域を支配しつつ外部の諸国と対抗する主権国家の機構と、その内部での国民経済とが成立しており、市民社会の国家的編成は、それらを継承しつつ再編成することになったからである（合衆国の場合には独立と革命が同時に生じた）。こうして、英・米・仏における近代市民社会の成立は、同時に、そこでの近代国民国家 Nation State, Etat-Nation の成立を意味した。国民集団として

<sup>28</sup> A. Rey (sous la direction de), *Dictionnaire historique de la langue française*, Ed. Le Robert, 1992. 1789年の人権宣言は、正式には「人権」および「市民権」の宣言として両者を区別しており、革命期を通じて、市民身分は成年男子に限定された。

の国民国家は、単独では意味をなさず、必ず他国との関係において成立するのであり、ナポレオン戦争や米英戦争はその端的な表れである。ここに成立した近代国民国家の性格については、B. アンダーソンや L. コリーなどの著作がよく知られており、わが国での研究も蓄積されているので、あらためて縷説する必要はあるまい。ここでは、ただ、国民集団ないし国民国家が、近代市民社会の外貌（外向きの顔）であることだけを確認しておけばよい。

市民社会の外貌が国民国家だとした場合、市民社会が成立した領域（英・米・仏）で国民国家が成立するのは当然であるが、その逆もまた真であるのか、という問題が生じる。これはたいてんに難しい問題である（たとえば、明治維新もフランス革命も国民国家を成立させたのだから両者は同質の変革だという有力な見解がある）から、ここでは、詳しい論証を抜きにして、私の結論だけを述べたい。

この問題の対象になるのは、革命ならざる「上からの改革」を経た後発諸国（独・伊・露・日）の場合である。これらの諸国では、前節で述べたように、19世紀末までに近代市民社会が（自律的に）成立しなかった。しかし、それら後発諸国でも、19世紀のうちに国民国家が成立したと言ってよい。つまり、それらの諸国では、市民社会なき国民国家が成立したのである。換言すれば、市民社会の成立が国民国家の成立をもたらすという命題の逆は真ではないが、英・米・

仏以外の後発諸国でも国民国家は成立したのである。

ここで、やや脇道にそれるが、後発諸国では、なぜ、そのようなことが生じたのかを考えてみたい。その一つの手がかりとして、1778年版のフランスのアカデミーの辞書での "Nation" の項を紹介しよう<sup>29</sup>。それによれば、まず、Nation というのは、「同じ国家 Etat ないし同じ地域 pays の住民で、同じ法律 lois のもとで生活し、同じ言語 langage を話す者の総体である」、という一般的な定義が与えられる。だが、それに続けて、こう記されていることに注意しよう。「同じ法律のもとで生活しておらず、さまざまな君主たちに服属しているとも encore qu'ils soient sujets de différents Princes、同じ地域 pays の住民たちが Nation と呼ばれる場合がある。だから、イタリアは、いくつもの国家および政府のもとに en divers Etats & en divers Gouveremens 分かれているが、人は、やはり、イタリア国民 La nation Italienne と言ってよいのである」。（ここでイタリアが例に挙げられているのは、ドイツには形式上神聖ローマ帝国が存在したからであろう）。ここに言われていることを敷衍すれば、独・伊・露・日は、先に述べたように近代市民社会を自律的に形成しえなかったのだが、19世紀のうちに国民国家 Nation State を形成するだけの素地をもっていたのである。（フィヒテが個々の領邦を越えたドイツ国民 deutsche Nation に告げるこ

<sup>29</sup> *Dictionnaire de l'Académie françoise*, Ed. de 1778, t. II, p. 129.

とができたのは、そういう素地があったればこそであろう)。

その素地とは何か。それら後発諸国は、市民社会を形成しえないうちに、先発諸国(英・米・仏)の促迫による「上からの改革」を余儀なくされたのであるが、そのとき、これら後発諸国では、すでに、国民国家の基礎たるべき国民経済national economyが形成されつつあった<sup>30</sup>。そういう素地=基礎があったからこそ、それら後発諸国は、先発諸国に対抗するために、国民経済を資本主義的に編成しつつ、国民国家を形成して、独立を保持することができたのである<sup>31</sup>。日本の場合について言えば、上からの改革としての明治維新が成功したのは、その基礎に形成途上の国民経済があったからであろう<sup>32</sup>。つまり、明治維新は、前述のように近代市民社会を形成しなかったにもかかわらず、国民経済の資本主義的編成をもたらし、同時に、国民国家の形成の起点でもありえた。私が、さきに、結

<sup>30</sup> 大塚久雄氏は、「国民経済」を、「商品交換の上に立つ社会的分業の自立的な国民的体系」と定義している(同『著作集』岩波書店、第6巻、1969、18頁)。本稿でもこの語をそのような意味で用いている。ただし、大塚氏は、維新以前の日本で国民経済が形成されつつあったとは考えていない(付論の註48を見よ)。この点は、日本経済史研究の通説が氏の時代とそれ以後とで大きく変わった点の一つであろう。

<sup>31</sup> さきに第3節で、確立期(1848-73)における資本主義的世界体制のピラミッド構造を説明したとき、まず、ピラミッドの上層に位置する先進諸国(developed countries)と、その下層を占める低開発地域(underdeveloped countries)とを区別した。この区別の規準は、そのときまでに国民経済の形成に成功したか否かである。前者の下半分を占める後発諸国(backward countries、独・伊・露・日)は、国民経済の形成に成功したかゆえに、先進諸国の一員たりえたのである。

<sup>32</sup> 日本では、諸藩分立の幕藩体制の下でも、三都を結ぶ米穀の流通(米相場の成立)や、諸藩の特産物の全国的流通などが可能になっており、国民経済が形成されつつあったと見られる。水林彪氏によれば、すでに17-18世紀の交に、「全国的規模での社会的分業秩序の成立」が見られたという。同『封建制の再編と日本社会の確立』(日本通史II) 山川出版社、1987、215頁。

論として、日本などの後発諸国では市民社会なき国民国家が成立したと言ったのは、そのような意味においてである。

ここで、近代市民社会における市民身分と国民集団との関連、という問題にもどう。市民身分と国民集団は、前者が国家内部の身分であり、後者が外部に向かっての集団であるから、本来、それぞれの存在根拠を異にしている。しかし、言うまでもなく、個々の市民は同時に国民の一員であるから、市民としての権利・義務と国民としての権利・義務との関係をめぐって、複雑な問題が生じる。

まず、市民社会が外部に向かって国民集団=国民国家としての自己主張をおこなうためには、その内部の均質性(国民的統一)を強化することが求められ、そこにいわゆるマイノリティの問題が生じる。フランス革命が、「单一不可分の共和国」の名のもとに、国内の言語的・文化的マイノリティの権利を抑圧したことはよく知られており、また逆に、こんにち、先住民をはじめとするマイノリティの権利の保護が求められていることも周知のところであるから<sup>33</sup>、ここでは立ち入ることを省きたい。

次に、国民集団の対外的膨張の問題がある。市民社会の成立は、元来、平和的理想的理想主義の性質を有していた<sup>34</sup>。だが、市民社会の外貌とし

<sup>33</sup> ついさきごろ、2007年9月13日に、国連総会で「先住民族の権利に関する宣言」が採択され、日本も留保つきでこれに賛成したという。

<sup>34</sup> G.ルフェーヴルの言葉を借りれば、「革命派の人々は、自由と平等が人類全体の共同の世襲財産であると考えていた。あらゆる

ての国民国家は、いわば觀念化された国民意識としてのナショナリズムのかたちをとて、対外的に自己を主張する傾向を本來的に有していた。とくに、さきに触れた資本主義的世界体制の形成に向けて欧米諸国が覇を競うとき、国民国家がいわば誕生と同時に「帝国」に転化することは、近年の諸研究がすでに明らかにしているところである。その転化は、市民社会の形成を欠きながら国民国家を建設した後発諸国では、とくに顕著だったと言えるであろう<sup>35</sup>。

このようなナショナリズムの昂揚は、国民国家相互間の戦争状態を惹起する。実際、18世紀の欧米は、アメリカ独立戦争を含めたいわゆる英仏第二次百年戦争を見た世紀であった。とくに、ここで注意すべきは、フランス革命戦争とそれに続くナポレオン戦争において、戦争の性格が一変したことである。クラウゼヴィッツが的確に指摘したように、1793年に「戦争は、突如として、いま再び、国民の事業 *Sache des Volkes* になり、しかも、いずれもみずから国家公民 *Staatsbürger* を以て任じている三千万国民の事業となつた」。「戦争は、いま再び、全国民の事業 *Sache des ganzen Volkes* となることによって、全

然その性質を一変することになった」<sup>36</sup>。こうして、戦争は、「市民」たちの担う「国民」戦争に転化した。ここでは、そのようなクリティカルな状況のもとで、市民としての権利・義務と国民としての権利・義務との関係にどのような問題が生じるかを、以下で簡単に検討しておきたい。

まず生じるのは、市民の武装権の問題、つまり、市民の武装権が、国家の「内部」と「外部」でいかなる意味をもつのか、という問題である。

もともと、近代市民社会においては、基本的人権の一つとして「抵抗権」が承認されている<sup>37</sup>。だが、政府が武力を専有するならば、抵抗権は空文にすぎない。そのため、イギリスの権利章典（1689）やアメリカのヴァージニアの権利章典（1776）は、平時における常備軍を原則として禁止し、それに代わって、ヴァージニア権利章典第13条と合衆国憲法修正（1791）第2条は、民兵 *militia* というかたちでの人民の武装権を承認した。フランス革命の勃発と同時に国民衛兵 *garde nationale* が組織されたのも、これと同趣旨であった。以上の場合、市民の武装権は、国家

国の人民が自分たちの例にならうであろうと思った革命派の人々は、一時、次のように夢想さえしたのである。諸国民が自由になった暁には、それら諸国民は永遠に和解し合い、地には平和が満ちるであろう、と」。高橋ほか訳『1789年—フランス革命序論』岩波文庫、1998、352頁。

<sup>35</sup> わが国では、早くも1890（明治23）年の第一議会において、首相山県有朋は、日本の「主権線」（国境）の外に「利益線」（主に朝鮮半島）を確保すべしと力説したといふ。岡義武『山県有朋』岩波新書、1958、50頁。

<sup>36</sup> Carl von Clausewitz, *Vom Kriege*, 1832, 19 Aufl., 1980, S. 970, 972. 馬込健之助訳『戦争論』岩波文庫、1933、下、473、475頁。なお、引用文中で、「いま再び *wieder*」が繰り返されているが、それは、フランス革命以前にも国民的戦争が存在したという意味ではない。クラウゼヴィッツは、いわば理念型としての絶対的戦争 *absoluter Krieg*（敵の殲滅を目指す無限戦争）を指定し、それを尺度として現実の戦争 *wirklicher Krieg* を論じている。したがって、ここでの「再び」は、再度の意味ではなく、「本来の姿にもどつて *uns auf den ursprünglichen Begriff des Krieges zurückführen*」（*Ibid.*, S. 954、訳449頁）の意味である。

<sup>37</sup> とくに、フランスの93年憲法（いわゆるジャコバン憲法）の人の宣言第35条では、政府が人民の権利を侵犯する場合には、蜂起 *insurrection* が、神聖な「権利」であるのみならず不可欠の「義務」だとさえ規定されている。

の内部における抵抗権の実質化を意味した。ところが、フランス革命の場合、やがて戦争が勃発し、貴族出身の士官の率いる旧来の軍隊が壊滅状態になったとき、「武器を取り、市民たち Aux armes, citoyens!」の声のもとで、義勇兵 *fédérés* と呼ばれる市民兵 *citoyens-soldats* が前線に出動した。これらの市民兵は、従来の兵士と合体され（アマルガム）、やがて国民総動員体制のもとで、クラウゼヴィッツのいう国民的軍隊を構成した。こうして、市民の武装権は、外部に対する戦争遂行の基盤という意味を帯びることになった。

このように、市民の武装権は、国家の内部と外部で異なる意味をもっている。もちろん、その差異は、原理的には相互に矛盾するのではない。なぜなら、悪しき政府に対する抵抗と外敵に対する戦争は、いずれも、市民社会の自己防衛という同一の目的を有するからである。しかしながら、市民社会の編成原理と軍隊の編成原理は現実には異なっており、そこからは、いわゆる文民統制の問題を含めて、さまざまな問題が派生してくる<sup>38</sup>。私は、そういう諸問題を検討する用意を欠いているので、ここでは、戦争という極限状況から生じるもう一つの問題を指摘するにとどめよう。それは、「祖国のために死ぬこと Pro patria mori」に関する問題である<sup>39</sup>。

この問題は、さきに触れたように、ヨーロッパでは古典古代以来の背景を有するのであるが<sup>40</sup>、ここでは、近代市民社会との関係だけに限定して、ルソーの言うところを見よう。彼は、「生殺の権利について」と題された『社会契約論』第 II 篇第 5 章で、次のように述べている。

「他人の犠牲において自己の生命を保持したいと望む者は、必要とあらば、他人のためにもその生命を投げ出さねばならない。さて、市民は、その身を危険にさらすことを法律が要求するときには、もはやその危険について論じる立場はない。そして、執政体が、市民に対して、『汝が死ぬのが国家のためになる』と言うとき、その市民は死ななければならない」<sup>41</sup>。

この宣言を理解するためには、「法律 loi」と「執政体 Prince」との理解が必要である。さきに第 4 節で見たように、ルソーにとっては、人民のもつ「一般意志」の表明が「法律」になり<sup>42</sup>、政府は人民の表明する一般意志=法律の執行人である。そしてルソーは、政府の構成員を総称して「執政体」と呼んでいる<sup>43</sup>。したがって、

<sup>38</sup> もともと、「市民兵」という概念そのものが、「民間人」と「軍人」の中間に位置するのであるから、この三者の関係をいかに理解するかという問題が生じ、それが今日の議論の一焦点になっている。A. Crépin et al. (sous la dir. de), *Civils, citoyens-soldats et militaires dans l'Etat-Nation (1789-1815)*, 2006; T. Hippel, "Service militaire et citoyenneté sous la Rév. fr.", in: R. Monnier (éd. par), *Citoyens et citoyenneté sous la Révolution française*, 2006.

<sup>39</sup> *Patria* は、本来、故郷の意味であるが、拡大されて祖国の意味になった。フランス史上、「愛國者」の意味での *patriote* の元祖は、リトレーの辞書などによれば、17世紀末のヴォーバン元帥であるという。

<sup>40</sup> 村川堅太郎「市民と武器——古典古代の場合」同『古代史論集』II、岩波書店、1987。E.H. カントロヴィッチ、甚野尚志訳『祖国のために死ぬこと』みすず書房、1993。

<sup>41</sup> Rousseau, *Œuvres*, op. cit., p. 376.

<sup>42</sup> ルソーの表現では、「法律 loix」は一般意志の行為 *actes* である、という。Ibid., p. 379. (ここで *acte* は、*acte juridique* の意味である)。1789 年人権宣言の第 6 条が、「法律は一般意志の表現である」と規定しているのは、これと同趣旨である。

<sup>43</sup> Ibid., p. 396. 「執政体」という訳語は、井上幸治訳（中公文庫）から借用。

単純化すれば、「一般意志」は、市民に対して死をも要求しうことになる。これが、近代市民社会における *Pro patria mori* の意味である。

では、ルソーのいう「一般意志」とは何であろうか。それは、さきに第4節の註24で述べておいたように、市民たちの「共通の利害 *intérêt commun*」（さまざまな市民たちの個別的利害の共通部分）と同じものである。市民たちの「共通の利害」が、治安の維持とか福祉の充実とかに限定されているならば、こういう深刻な問題は生じない。だが、市民社会（およびそれを編成する国家）が外部の敵によって危急存亡の秋に立たされたとき、市民たちが、国家ないし同胞市民 *concitoyens* の防衛を、みずからの「共通の利害」に属する事項であると認める（合意する）ならば、「市民身分」は、「国民集団」となって外敵と戦い、みずからの死をも賭けなければならない。

こうして、近代市民社会および近代国民国家についてのルソーの見解を承認する限り、「祖国のために死ぬこと」は、現代においても、依然として重大かつ深刻な問題であり続けている。そして、この問題の焦点は、現代のわれわれ市民たちが、ときには死を賭けて戦うことをも「共通の利害」として合意しうるか否かにある。われわれにとって、まず、日本における市民社会の確立（合意形成の前提）をはかったうえで、身を捨てるほどの祖国ありやなしやを問うことが、憲法第9条を論じる際の不可欠の前提をな

すであろう。

さきにわれわれは、第4節の末尾で、市民社会が国家として編成される場合、その編成の仕方がイギリスとフランスでかなり異なっていることに触れたが、ここでも、最後に、国民集団 *Nationhood* のあり方が国によってかなり異なることに触れなければなるまい。その場合、市民社会を形成したフランスと、市民社会の形成に立ち後れたドイツとの比較が、とくに重要になるであろう。R.ブルベイカーは、18世紀末から今日まで一貫して、フランスでの国民集団の観念は"state-centered and assimilationist" であり、ドイツでのそれは"ethnocultural and differentialist" であり、したがって、フランスでは政治的ナショナリズム、ドイツでは民族文化的なナショナリズムが支配的だ、としている<sup>44</sup>。このような対比は、さまざまな現象を巧みに説明してくれるようと思われる。だが、ドイツについての知識に欠ける私は、諸氏の検討に俟ちたいと思う。

#### 付論：日本における市民社会成立の経緯

われわれがこれまでとて来た立場はこうで

<sup>44</sup> R. Brubaker, *Citizenship and Nationhood in France and Germany*, 1992, Introduction. 市民社会との関連で言えば、彼は次のように指摘している。「18世紀後半のフランスとドイツにおける、国民集団という観念の形成過程を比較してみよう。それは、フランスでは、広範なブルジョワ階層 *a broad bourgeois stratum* の手で成し遂げられたのだが、ドイツでは、より狭い、純粹文芸人士層 *a narrower, purely literary stratum* [教養市民層 *Bildungsburger*のこと] の手でおこなわれた。さらに重要な違いがある。フランスでは、国民集団という観念の形成が、既存の国民的規模の国家を改革することを指向したのであるが、ドイツでは、国民集団という観念が、純粹に文化的な、言い得べくんば特殊文芸的な、国民精神 *Nationalgeist* と同一視されたのである」。*Ibid.*, p.6. 佐藤成基・佐々木てる監訳『フランスとドイツの国籍とネーション』明石書店、24頁。

ある。すなわち、明治維新は、革命ならざる「上からの（ブルジョワ的）改革」であり、その改革は、一方で、国民経済を資本主義的に編成して資本主義社会を形成し、かつ、先発諸国に対抗するための国民国家を樹立したが、他方で、近代市民社会をもたらしたとは言い難かった。そして、敗戦後の改革によって市民社会の理念が（外から）導入された結果、日本でも市民社会が成立したのだ、という立場である。これに対して、有力な反対意見があることは、私も十分に承知している。だが、ここで、これまで繰り返し論じられて来た諸論点を総括するつもりはない。ここでは、まず、この問題を論じる場合の基本的観点たる「比較史」の意味を再確認し、次いで、1945年までの日本社会の諸特徴のうちの一つだけを取り上げて、簡単に私見を述べることにしたい。

#### 比較史について

最近邦訳されたA. ゴードン氏の『日本の200年』は、教えられるところの多い、たいへん優れた通史であるが<sup>45</sup>、そこには、われわれの「比較史」の方法について、かなりの誤解があるようと思われる。氏は、明治維新が「まさに革命 revolution と呼ぶにふさわしいものだった」(p. 61, 訳 124 頁) ことを繰り返し力説しており、

それは一つの見解として傾聴に値するのであるが、その際、氏は、従来のわが国での（一部の）論者がとってきた観点（方法）について、次のように述べている。

「初期の歴史家たちがとった典型的なアプローチは、18世紀末以降に起きたフランス革命ほかヨーロッパ諸国の革命をモデルとして指定し、それらとの比較をつうじて、明治維新によって実施されたいくつもの変革を、不完全な革命、ないしは歪められた革命、と規定するというアプローチだった。（中略）／近年になっても、日本内外の多くの歴史家たちは、明示的に、あるいは暗黙のうちに、明治期と20世紀初期の歴史を、この種の比較史的な観点 this sort of comparative perspective から理解してきた。しかし、そのような分析は有用ではない。というのも、この種の比較史的な観点は、ヨーロッパ中心的なモデルを恣意的に世界史にあてはめる arbitrarily impose a Eurocentric model onto world history ものであり、ヨーロッパ以外の地域の歴史をそれぞれに固有な条件に即して理解する、という努力を十分におこなおうとしないからである」(p. 75, 訳 155-56 頁)。

確かに、戦前の講座派から戦後歴史学に至るまで、われわれは、比較史の観点をとり、比較の規準として、ブルジョワ革命とか市民社会とか国民国家とかいう「モデル」を設定した。しかし、それらのモデルは、作業仮説としての理念型 Idealtypus であって、諸地域の諸事実に即

<sup>45</sup> A. Gordon, *A Modern History of Japan*, 2003. 森谷文昭訳、みすず書房、上下、2006。邦訳はたいへん優れているので、ここではそれをほとんどそのまま借用した。以下では、原著と訳書上巻の頁数のみを本文中に記す。

して常に吟味され、作り替えられ、あるいは放棄されるべきものであった。その間、たとえばフランス革命から抽出された規準を「恣意的にあてはめて」日本の事象を裁断するような傾向がなかつたとは言えない。だが、そのような裁断を、われわれは、いわゆる「プロクリスティスの寝台」になぞらえて、常に自戒してきたはずである。そのような自戒を忘れない限り、われわれがブルジョワ革命だの市民社会だのというモデルを設定したことは、固定した規準の設定というよりも、むしろ、歴史学界の共通言語たる諸概念 *Begriffe* を吟味し続ける作業を意味する、と言ってよいであろう<sup>46</sup>。実際、われわれがフランス革命や明治維新について交わしてきた議論は、それらを理解するための作業仮説としていかなる概念を設定するのが有効なのか、という点をめぐる議論であった。(たとえば、ブルジョワ革命という概念はなお有効なのか否か、という議論)。したがって、われわれに対するゴードン氏の批判は、かなりの誤解によるものだと思われる<sup>47</sup>。

しかし、このような誤解を招いた点について

<sup>46</sup> この点について、「封建制概念の必要性」に関する森本芳樹氏の見解を参照。同『比較史の道』創文社、2004、253-55頁。

<sup>47</sup> われわれから見れば、ゴードン氏の用いる「革命」という概念がたいへん曖昧であるように思われる。氏によれば、明治維新は、長期的な「近代革命（1868-1905）」の開幕を告げる「サムライ革命」であり（第二部と第5章の表題）、「一種の近代的な『上からの革命』」のようであるが、結局、「不満を抱いた下層エリートによる革命」であるという（pp.75-76、訳156頁）。その際、氏は、「ヨーロッパを規準とする比較を避ける」ことを重ねて強調しながらも、明治革命は、「世界中の近代革命と同様に *like modern revolutions the world over*、持続的な激動的のプロセスだった」という（p.76、訳156頁）。つまり、氏にとって、「近代革命」とは、近代を創出した長期にわたる大変動、という意味らしいのだが、そうだとすれば、それは「近代化」一般と同義なのであろうか。

は、われわれの側にも、比較史という観点（方法）の意味を十分に確認して来なかつたという弱点があつたように思われる。そこで、以下では、この点についての私見の概要を記しておきたい。

歴史学の出発点は、現在についての問題関心を過去に問い合わせることである。現代日本社会について何らかの問題を感じてそれを過去に問い合わせるとき、人は、その問い合わせを捻りあらしめるために、他国の過去を参考にしようと考える。これが比較史の出発点である。こういう比較史が成り立つためには、その前提として、比較しようとする複数の社会の間に共通点と相違点がともに存在することを承認しなければならない。近代のヨーロッパ社会と明治以後の日本社会とを比較するとき、まず、そこに基本的な共通点があれば、それらは近代社会（ブルジョワ社会ないし資本主義社会）として一括されよう。次いで、そこに無視し得ぬ相違点が認められるならば、同じ近代社会といつても、そこにはいわば類型の違いがあるということになる。こうして、比較史の観点は、基本的に同質な諸社会を対象にしつつ、その諸対象のなかに、いわば下位区分 subdivisionとしての類型を設定する方法だと言つてもよいのである<sup>48</sup>。

<sup>48</sup> わが国における比較経済史学の開拓者が大塚久雄氏であることは言うまでもない。しかし、氏の理論は、フランス革命と明治維新の比較には適用されない。なぜなら、氏によれば、明治維新は「封建的絶対主義」の樹立を意味するから、それはフランス革命との間に共通点をもたず、したがって両者の間には比較が成り立たないのである。前掲『著作集』第6巻、303頁。森本芳樹氏が、大塚氏時代の比較史を、「類似の確認ではなくて区別の検

では、そういう類型の違いはなぜ生じたのか、というところまで遡ってみよう。その理由についての説明はさまざまでありうる。その一つとして考えられるのが、諸国での近代社会の出発点になった「変革 transformation」には、下位区分としての「革命 revolution」と「改革 reform」とがあり、英米仏の場合は革命で、日本の場合は改革だ、とする説明である。この説明を採用すれば、同じ近代社会（ブルジョワ社会）のなかに、ブルジョワ革命を経た近代社会とブルジョワ的改革を経た近代社会との相違という、下位区分としての類型の相違が生じた、ということになる。私が本稿でとった比較史の観点は以上のようなものであって、その結論には異論があろうが、その観点（方法）は比較史の道を大きく踏み外してはいないと考えている。

このように、比較史の観点は、現在の問題を過去に問いかける場合の、たいへん有力な方法の一つである。そのことは、研究史を顧みれば直ちに明らかになるであろう。

たとえば、近世ヨーロッパ比較土地制度史研究の礎石を築いたのは、帝政ロシアの歴史家たちであった。彼らの研究は、カレイエフがその著作の仏訳への序文で述べたように、「わが国にとっての 1861 年 2 月 19 日〔農奴解放令〕はフランスにとっての 1789 年 8 月 4 日であった」、

出であった」と評しているのは、まことに的確である。同、前掲書、18 頁。わが国における比較史のあり方は、当然のことながら、この半世紀のうちに大きく変わっているのである。

という切実な問題関心に端を発していた<sup>49</sup>。比較史研究が、とくに旧ロシアや日本のような後発諸国から先発諸国への問い合わせというかたちで盛行を見たのは、ゆえなきことではない。他方、近年の合衆国での比較歴史社会学は、スコッチポルによる「社会革命 social revolutions」の比較研究などの分野で優れた成果を挙げ<sup>50</sup>、われわれもその影響を多分に受けているのであるが、その比較研究の端緒をなしたのは、バーリントン・ムーア Jr の、独裁とデモクラシーの社会的起源を探ろうとする現代的な問題関心であった<sup>51</sup>。このような研究史にここで触れたのは、近年盛行のいわゆる修正学派の観点が、比較史の観点とは異質であることを考慮したからである<sup>52</sup>。もとより、私は、比較史だけが歴史学の大

<sup>49</sup> N. Karétiew, *Les Paysans et la question paysanne en France dans le dernier quart du XVIIIe siècle*, Traduction française, 1899, p. x. 彼に続くルチスキイが、比較史の観点から欧洲近世土地制度の類型を設定し、それがリフレーヴルやトーニー（とくに「ジエントリの勃興）に継承されたことは、わが国でもよく知られていよう。

<sup>50</sup> Th. Skocpol, "France, Russia, China: A structural analysis of social revolutions", in: *Comparative Studies in Society and History*, 18-2, 1976.

<sup>51</sup> B. Moore Jr., *Social Origins of Dictatorship and Democracy*, 1966. 宮崎塗次ほか訳『独裁と民主政治の社会的起源』岩波現代選書、上下、1986。比較史の観点に立つムーアは、「フランス革命が起らなかったならば、貴族層とブルジョワジーの合同が継続し、フランスは、大筋においてドイツや日本で生じたのと同一の、上からの保守的近代化というかたち（類型）a form of conservative modernization from aboveへの道を進んだであろう」と述べている（p. 109, 単訳 上、136 頁）。ここには、革命を経たフランスと上からの改革を経たドイツや日本との間の相違が、的確に指摘されている。私は、さきのゴードン氏の見解よりも、このムーアの見解の方が説得的であると思う。

<sup>52</sup> いわゆる修正学派の特徴の一つは、比較史の観点をとらないことである。たとえば、17 世紀のイギリスでの事件を革命ならざる「大反乱」だとする見解や、フランス革命がフランスに固有の「事件」だったと主張するフュレの見解は、いずれも、革命についての比較研究への道を閉ざした。（クラツの産業革命論がこの系列に属することについては、拙稿「経済史における必然と偶然」東京国際大学大蔵院『経済研究』9, 2007 を見られたい）。修正学派の観点は、それぞれの国（地域）でのそれぞれの事件は他によって置き換えない独自の個性をもつ、という観点であるから、そこでは比較史の観点は必要とされないのである。わが国における越智武臣氏の『近代英國の起源』（ミネルヴァ書房、

唯一の観点だなどと言うつもりはまったくない。ただ、比較史が、現在から過去に問いかける場合の一つの観点として、いまなおその重要性を失っていないと言いたいだけである<sup>53</sup>。

以上のように比較史の意味を確認したうえで、本題にもどって、日本における市民社会の成立に関する問題の一つを取り上げることにしたい。

### 近代日本における「家」について

私が「家」の問題に関心をもった端緒は、歴史人口学の基礎史料のあり方が日本とフランスで全く異なっているのに気づいたことである。日本の宗門人別改帳が「家」を単位として作成されているのに対して、フランスの小教区帳簿は個人を単位として（各人の出生・婚姻・死亡を時間的順序に従って記録するというかたちで）作成されていた<sup>54</sup>。この相違は、フランス

<sup>53</sup> 1966) は、「歴史的個体としての『近代英法』」(同書3頁) を描き切った作品として、修正学派の先駆をなすものであった。こういう個性重視の歴史学は、その淵源をたどれば、ヴィンデルバントのいう「個性記述的 idiosgraphisch」歴史学に由来すると言えよう。

<sup>54</sup> 私は、上記の個性記述的歴史学（これを①とする）が十分に存在意義をもつことを承認したうえで、長期的に持続する社会（たとえば封建社会）の構造を分析しようとする静態論的歴史学②も、時間的推移（たとえば「移行」）の脈絡をたどろうとする段階論的歴史学③も、①に劣らぬ存在意義を有すると考え、②と③を目指す場合には比較史の観点が有効だと考えている。①の立場から見た場合には、封建制概念は無用であり、イギリス革命は存在せず、フランス革命は「終わっている」かもしれない。だが、②と③を目指して比較史の観点をとる場合には、それらは依然として生きているのである。

<sup>55</sup> したがって、村々の小教区帳簿からは、ある時点での村の戸数や人口を知ることができない。だが、旧体制下では、村に存在するそれぞれの「家 feu」（かまどの意味）に対して租税が課されたから、「家」ごとに課税額を記した台帳（タユ課税台帳など）が作成された。この課税台帳によって、その時点での村の担税戸数を知ることができる。（当時の地名典 Abbe Expilly, *Dictionnaire géographique*, ..., 1762-70. における村々の記述は、この課税台帳に基づいて担税戸数を記している）。つまり、フランス絶対王政は、「家」を、「担税戸」として把握したのである。

革命以後および明治維新以後にも踏襲されている。私は、この相違をさほど重視せず、小教区帳簿や、それを世俗化して村役場が引き継いだ革命後の *registre de l'état civil*（個人の身分に関する事項を記載した原簿）を、「一種の戸籍」だなどと書いてきたのであるが、これは、次に述べるように、大きな誤りであった。

すなわち、*état civil* は各個人の「民事的身分」であり、*acte de l'état civil* は「身分証書」であり、*registre de l'état civil* は「身分登記簿」である<sup>55</sup>。（この三者はしばしば一括して取り上げられるので、以下ではこれらを「身分証書」と総称することにしたい）。それらは、すべて、個人を単位として作成されるから、「家」を単位にして編成される明治以後の「戸籍」とは全く異質の原理に基づくのである<sup>56</sup>。

以上のような史料のあり方の相違は、第4節で述べた「二極構造」を念頭に置けば、容易に理解されうる。革命以後のフランス市民社会では、社会の構成単位は個々の市民であり、彼らが直接に国家と向かい合っており、彼ら相互の関係もまた個人の間の直接の関係として取り結ばれるのであるから、市民たちに関する基礎史

<sup>55</sup> 「」内の訳語は、山口俊夫『機械フランス法』上、東京大学出版会、1978、369頁以下、および、同編『フランス法辞典』同、2002、に依拠した。

<sup>56</sup> *état civil* が戸籍でないことは、すでに西川長夫氏が指摘していた。「日本型国民国家の形成」西川・松宮編『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社、1995、所収、13頁。また、藤田苑子氏は、革命前の小教区帳簿や革命後の *registre de l'état civil* が戸籍簿でないことを重視して、われわれの訳したグベール『歴史人口学序説』岩波書店、第1刷（1992）に収めた同氏の「解説」を第2刷（2002）で訂正し、「戸籍」という表現を抹消した（同書の162頁など）。

料が個人を単位として作成されているのは、いわば当然である。それに対して、明治以後の臣民たちに関する基礎史料が、「家」を単位とし戸主を筆頭とする「戸籍」というかたちをとっているとすれば、明治国家が、かつてボダンの描いたように、家長の統率する「家」共同体を単位にして編成されていたのではなかろうか、と考えられるのである。明治以降の「家」制度については、先学の業績が大量に蓄積されているが、私はそれらを吸収するだけの準備を欠いているので、以下では、若干の気づいた点だけを摘記するにとどめたい<sup>57</sup>。

まずわれわれの注意を引くのは、わが国でも、個人を単位にしたフランス方式の導入が試みられたことである。すなわち、明治6年3月10日に作られた「民法仮法則」は、「身分証書88箇条」ともいわれ、個人単位の「身分証書」を導入しようとする試みであった(511頁)。しかし、それに先立つ明治4年に布告されていたのは、「家」を単位とする「戸籍法」であった。したがって、当時の政府内部には、「国民を把握しこれを規制するために戸籍と身分証書とのいずれの手段をとるかについて二様の考えが存在していた」(513頁)。そして、結局、戸主=家長の統率する「家」共同体原理を表現する「戸籍」制度が樹立された。江藤新平らによる「身分証

書」導入の試みが何を目指していたのかを、私は審らかにしない。しかし、その試みが挫折したとき、日本における市民社会形成の一つの小さな芽生えが消えたことだけは確かであろう。そして、同様な事態を増幅して再現したのが、民法典論争を経て旧民法が葬り去られるという経緯であった<sup>58</sup>。

ここでも、私は、民法典論争の経緯に立ち入るだけの用意はない。ただ、明治23年に公布された旧民法に対する反対意見が、国家を「家」の延長と見なす家族国家観(すなわちボダンふうの国家観)に立脚していたことだけに注意しておきたい。すなわち、旧民法の草案に対する中西盾雄の反対意見は、「一家は、之を大に譬ふれば猶一国の如く、其一家に同居する者は猶一国人民の如くにして」という見解に基づいていた(379頁)。穂積八束の有名な「民法出でて忠孝亡ぶ」も、次のように述べていた。「我国は祖先教の國なり。家制の郷なり。権力と法とは家に生れたり。不羈自由の個人が森林原野に敵対の衝突に由りて生れたるにあらざるなり。氏族と云ひ國家と云ふも家制を推奨したるものに過ぎず」(391頁)。(以上の引用では片仮名を平仮名にし、傍点を省いた)。こうして、旧民法が葬られて明治民法が制定されたとき、「家」共同体

<sup>57</sup> 以下でとくに利用したのは、海野福寿・大島美津子編『日本近代思想大系20、家と村』岩波書店、1989、に収録された諸史料、および、その巻末に付された大島氏の解説「村と家の法制度」であり、それらから引用するときには、本文中に頁数だけを記す。

<sup>58</sup> 民法第一草案(明治21年)は、「身分証書とともに戸籍を併存させる措置をとったが、その重点は明らかに身分証書におかれていた」とされる(上掲書520頁)。そうだとすれば、個人を単位とする市民社会の原理は、細々ながら旧民法に継承されており、その芽生えが最終的に潰されたのは、旧民法が葬られたときだと言うべきであろう。

を「推奨し」た国家が編成され、「不羈自由の個人」(ヘーゲルのいう「独立の個々人」)から成る市民社会が形成される道は断たれたのだと言つてよいであろう<sup>59</sup>。

明治31年に施行された明治民法(法学者のいう改正前民法をここでは便宜上こう記す)について、私は、それを論じる資格はない。ここでは、ただ、家督相続を中心とした「家」制度について、すでに大正14(1925)年に、中田薰が次のような鋭い批判を浴びせていたことに注意しておきたい。すなわち、中田によれば、「戸主権と戸主の財産権との相続を称して家督相続と云ふ」がごときは、「前古無類の新制度と云ふべく、「封建時代に於ける家禄家封の相続原則を、家禄家封の停廃されたる今日に適用」して長子単独相続を採ったのは、「歴史を無視したるの立法」にして、「その何の故たるを知らざる」時代錯誤の産物だ、というのである<sup>60</sup>。この中田の指摘が正しいとすれば、明治民法の樹立した「家」制度は、古来の醇風美俗の継承ではなく、むしろ、新たに編成された家父長制的家族制度なのである。いずれにせよ、こうし

た「家」共同体を基礎単位として近代国家が編成されるとき、それは、統一的国民国家たりえたとしても、市民社会なき国民国家たらざるをえなかつたと言うべきであろう<sup>61</sup>。

こうして再編・強化された「家」共同体は、(おそらくは同じく再編成された村落共同体とともに)、明治以降の日本近代社会を呪縛し続けた。そこで「家」「村」共同体は、本論第1節の註6で触れたように、もはや本来的な形態としての共同体ではなく、いわば観念化された規範としての共同体であった。なぜなら、幕藩体制のもとで国民経済が形成されつつあったとすれば、維新期には、共同体の本来的な形態はすでに解体し始めており、16世紀にボダンが描いたような家族共同体がそのまま存在したのではなかつたはずだからである。明治民法をはじめとする諸立法は、その解体を阻止しつつ、観念化された規範としての共同体を再編・強化するための措置だったと言うべきであろう<sup>62</sup>。だが、

<sup>59</sup> 周知のように、1804年のフランス民法典もまた家族制度を強化した。そこには、ボルタリスの言うがごとく、「家族という小さい祖国を通してひとは大きな祖国に連なる」という意図が見られよう(野田良之訳『民法典序論』日本評論社、1947、94頁)。しかしながら、革命によって樹立された無遺言均分相続の原理を継承したフランス民法典と、家督相続を中心とする明治民法とは、その本質を異にしている。19世紀フランスについては、伊丹一浩『民法典相続法と農民の階級』御茶の水書房、2003があるが、そこでは、残念なことに、日本との比較的の觀点が欠落している。

<sup>60</sup> 以上の引用は、原田慶吉『日本民法典の史的素描』創文社、1954、169頁からの孫引きである(ここでも片仮名を平仮名にした、以下同じ)。原田は、この中田の言を引きつつ、明治民法の家督相続を、「奇怪な畸形物」と評した。

<sup>61</sup> 家と村に関する明治初年の政策は、四民平等(身分差別撤廃、賤民廃止)の原則の上に立つ統一的国民国家を創出しようとした。たとえば、かの戸籍法は、その対象たる「臣民一般」を、「華族・士族・卒・祠官・僧侶・平民までを云う」として(ここでは便宜上なかぐろを入れた)、天皇と皇族以外の人民をすべて平等な臣民たらしめようとした(藤田正・吉井蒼生夫編著『日本近現代法史(資料・年表)』信山社、2007)。また、明治5年の大蔵省布達は、「村内旧習一洗」のため、「旧習を以て家格相立候儀堅く禁止めしむべき事」として、本百姓と水呑の差別などを撤廃しようとした(前掲『日本近代思想大系』203頁)。日本における国民国家の創出は、こうして身分差別を撤廃し、いわば平坦な地図をつくったうえで、そこに家と村という共同体を新たに再編し、それを基礎として国家を編成する作業であった、と言えよう。

<sup>62</sup> 水林彰氏は、幕藩体制とその後の近代日本との関連を論じるに当たって、維新によって成立した日本の「近代国家」が、「近代市民国家」という意味での「近代国家」ではなく、単に國家の身分制的編成を脱却したという意味での「近代国家」であると述べた(前掲書、469頁)。これはまことに的確な指摘であると思う。だが、それに統いて、氏が「イエの残存」を指摘しつつ、「近代の国制は幕藩体制の権力構造をひきずつっていた」と述べるとき

共同体のきずな（しがらみ）は、それが觀念化された規範であつただけに、それだけいっそう強く、共同体の構成員たちを呪縛したのではなかろうか。

明治以降、敗戦に至るまで、国民集団 Nationhood の一員としての臣民たちは、自立した市民としてではなく、「家」「村」共同体の構成員として、郷党家門の重荷を背負わされた。

「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん」という学制頒布の大号令（明治5年）は、確かに、国民集団の知的レベルを世界史上に類例を見ないほど向上させた。だがそれは、同時に、不学の人を、邑の恥、家の恥として指弾せしめることにもなったであろう。觀念化された共同体規範の呪縛は、多くの娘が「家」のために身を売ったり糸引き女工になったりすることを強制したばかりではない。「国民的」軍隊に徵集された名も無き兵士たちは、「郷里への面目」に縛られ、「家郷の人たち」の名誉に縛られていたからこそ、内務班での陰惨な私的制裁にも耐えなければならなかったのだ<sup>63</sup>。こういう「村」と「家」の呪縛をグロテスクに表現したものが、あの「戦陣訓」（1941）の一節であった。すなわち、「常に郷党家門の面目を思ひ、… 生きて虜囚の辱を受けず、死して罪積の汚名を残すこと

勿れ」と（下線は引用者）。

私は、本論の第2節と第5節で、明治から敗戦までの日本は、市民社会なきブルジョワ社会であり、市民社会なき国民国家であると記し、この付論において、明治期の日本で市民社会が成立しなかった所以の一端を、「家」共同体再編の経緯に即して略記した。しかしながら、市民社会なき近代日本社会は、そのままのかたちで敗戦に至ったのではない。なぜなら、さきに記したように、「家」「村」共同体は、すでに觀念化された規範としての共同体であり、その実体はすでに解体し始めていたからである。そして、その解体が日本資本主義の形成・確立に伴って加速されたであろうことは言うまでもない。民法典論争において旧民法断行派の旗頭であった梅謙次郎は、単独相続が時代錯誤の制度であることを論じて、「私は断じて言ふが是から十年か二十年の後にはどうしても分相続にしなければならぬことなるであらうと思ふ」と言った由である<sup>64</sup>。この梅の予言は、半ば当たらなかったが、半ばは的中した。けだし、觀念としての「家」共同体規範は敗戦まで強固に維持されたが、戦後改革の一環としての民法の抜本的改正は、わが国の社会でスムーズに受容されたからである。

敗戦によって、明治以来の体制が一挙に土崩瓦解したことは言うまでもない<sup>65</sup>。そして、戦

<sup>63</sup> (470頁)、私はやや違和感を覚える。なぜなら、前註（61）で述べたように、維新は、幕藩体制を崩して、いったん更地にしたうえで、「家」共同体を新たに編成したのだと思われるからである。

<sup>64</sup> 三根生久大『帝国陸軍の本質』講談社、1995、135頁；鹿野政直『兵士であること』朝日選書、2005、169頁。

<sup>65</sup> この引用も、原田慶吉、前掲書、171頁からの孫引きである。

<sup>66</sup> かつて、宮澤俊義は、ボツダム宣言の受諾による国制（いわゆる國体）の変革を以て、「學問的意味における『革命』と呼ぶことも決して不当ではない」と述べた。國家学会編『新憲法の研究』有斐閣、1947、11頁。しかし、これがわれわれ自身の手に

後改革の多くがスムーズに受容されたことは、その素地が存在したことを示している。その素地とは、日本においても市民社会の形成が垣間見られたことである。天皇機関説や大正デモクラシーがその表れであると言ってもよいであろう。だが、その素地の最大なるものは、基礎単位としての「家」「村」共同体の解体がすでにとめどなく進行し、その觀念化された規範がすでに空洞化していたことである。このような素地があればこそ、戦後改革は成功し、日本に初めて近代市民社会が成立したのである。(この点は、さきに見たように、幕藩体制下に国民経済形成の素地があったから維新による国民国家創出が可能になったのと同様であろう)。

しかしながら、さきに本論の第3節で指摘しておいたように、日本における市民社会の成立が、市民社会理念の普遍化というグローバルな現象を背景としていたことも、忘れられてはなるまい。戦後改革は、市民社会理念を外から導入したのだと言ってもよいであろう。われわれは、みずからの手で市民社会を成立させたのではなく、外からの理念の導入を受け入れたのである。そうだとすれば、そこに導入された理念が、常に逆行の危険にさらされていることもまた確かであろう。それゆえ、今日のわれわれが、世界史的視野において市民社会の歴史的形成過程を顧み、同時に、比較史の観点から、日本で

よる変革ではなかった以上、これを革命と称するのは適当ではないであろう。

のその過程を顧みることは、けっして無駄ではないのである<sup>66</sup>。

(ちづか ただみ・お茶の水女子大学名誉教授)

<sup>66</sup> これは、もちろん、日本だけの問題ではあるまい。Th. スコッチボルは、近著の末尾で次のように述べているが、こういう反省が常におこなわれているところに、われわれは、合衆国の健康な精神の表れを見る。すなわち、「我々アメリカ人は、一新された民主的未来にふさわしい新しい形態において、過去の我が市民社会の最良の部分を再創造する方法を探すことはできるし、またそうすべきである」と。河田潤一訳『失われた民主主義』慶應義塾大学出版会、2007、252頁。